

本市の優先利用について

<国が示す利用調整における優先利用の考え方>

待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえた上で、事案に応じ調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。

<本市の優先利用の現状>

	国が示す優先利用の項目の例示	本市の調整指数
①	ひとり親家庭	ひとり親世帯の場合「+ 6 点」
②	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	生活保護世帯の場合「+ 1 点」
③	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	失業の場合「+ 1 点」
④	虐待やDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合 ※里親委託の場合を含む	虐待やDVのおそれがある場合「+ 6 点」 里親委託が行われている場合「+ 6 点」
⑤	子どもが障がいの有する場合	子どもが障がい有する場合「+ 3 点」
⑥	育児休業を終了した場合	産休・育休期間満了後の場合「+ 3 点」
⑦	兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合	兄弟姉妹の入所施設を希望の場合「+ 4 点」 兄弟姉妹同時申込の場合「+ 2 点(多胎児は+ 3 点)」
⑧	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	地域型保育事業の卒園児童の場合「+ 3 点」
⑨	その他市町村が定める事由 例) 人材確保の観点から保育士等への配慮 など	特定職種（保育等従事者）の場合「+ 4 点」